地域振興券の交付

各地域での出張交付は3月27日（土）・28日（日）です

地域振興券は、個人消費の喚起や地域経済の活性化を図るために、15歳以下の児童のいる世帯の世帯主や老齢福祉年金などを受給している人などに対して交付するものです。この地域振興券は、本市に登録した店舗など（特定事業者）での物品購入やサービスの提供などへの支払いに使用できます。

地域振興券の交付対象者、交付の方法などは、次のとおりです。

別表1　地域振興券　交付対象者一覧表

■基準日　平成11年1月1日
■申請場所　交付開始日における住所地（基準日での住所地ではありません）

【記号の意味】
○…地域振興券の交付対象になります
×…地域振興券の交付対象になりません

交付対象	交付要件	申請者の平成10年度分の市町村民税の課税状況 扶養になっていないとき 非課税	均等割課税	所得割課税	どなたかの扶養になっているとき その扶養者の課税状況 非課税	均等割課税	所得割課税
1	平成11年1月1日現在、15歳以下（昭和58年1月2日～平成11年1月1日生まれ）の人（所属世帯の世帯主が交付対象者です）	○	○	○	○	○	○
1	平成11年1月1日現在、15歳以下で、外国人登録原票に登録されている居住地を有する永住者または特別永住者（所属世帯の世帯主が交付対象者です）	○	○	○	○	○	○
2	平成11年1月分の次の年金・手当を受給できる人（①～⑨） ①国民年金の老齢福祉年金（緑色の手帳型の年金証書。明治44年4月1日以前生まれの人）	（税の要件はありません）					
2	②国民年金の障害基礎年金など ア　年金コードの先頭3桁が635、265の人	○	○	○	○	○	○
2	イ　年金コードの先頭3桁が535、062の人のうち税の要件を満たす人	○	×	×	○	×	×
2	③国民年金の遺族基礎年金など ア　年金コードの先頭3桁が275、285の人	○	○	○	○	○	○
2	イ　年金コードの先頭3桁が645、072、082、102の人のうち税の要件を満たす人	○	×	×	○	×	×
2	④特別障害者手当　⑤障害児福祉手当　⑥福祉手当（経過措置分）　⑦原爆被爆者諸手当　⑧児童扶養手当　⑨特別児童扶養手当の支給にかかる障害児	（税の要件はありません）					
2	平成11年1月1日現在、里親に委託されている人	○	○	○	○	○	○
2	平成11年1月1日現在、生活保護受給中の人	（税の要件はありません）					
2	平成11年1月1日現在、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に措置入所中の人（軽費老人ホームや母子生活支援施設、通所施設などを除く）	（税の要件はありません）					
3	平成11年1月1日現在、65歳以上（昭和9年1月1日以前生まれ）で、6カ月以上（平成10年7月1日以前から）ねたきりまたは痴ほう状態で介護を要する人のうち税の要件を満たす人	○	○	×	○	○	×
4	平成11年1月1日現在、65歳以上（昭和9年1月1日以前生まれ）の人のうち税の要件を満たす人	○	×	×	○	×	×

※交付対象3に該当する人のうち次に該当する人は、地域振興券の交付を受けることができません。
▷平成11年1月1日現在、病院・診療所・老人保健施設に3カ月以上（平成10年9月30日以前から）継続して入院・入所中の人

地域振興券を受け取るまで

交付の対象になると見込まれる人には、地域振興券引換申請券または交付申請書が郵送されてきます。



3月27日（土）・28日（日）の出張交付日に、指定された会場に必要書類を持参し、地域振興券の交付を受けます。



交付を受けた地域振興券は、本市に登録された店で、9月26日（日）まで使用できます。



交付対象者

十五歳以下の子どもを持つ世帯主（永住外国人も含む）や老齢福祉年金を受給している人などが対象となります。詳しくは、別表1の地域振興券交付対象者一覧表をご覧ください。

※年齢は、基準日である平成十一年一月一日の満年齢で判断します。



交付する振興券の額

●十五歳以下の子どもを持つ世帯主（別表1の交付対象1の要件に該当する人）
子ども一人につき二万円の地域振興券を交付します。

●老齢福祉年金を受給している人など（別表1の交付対象2～4の要件に該当する人）
対象者一人につき二万円の地域振興券を交付します。



使用できる期間

交付された地域振興券は、交付開始日から六カ月間（三月二十七日（土）～九月二十六日（日））使用できます。

使用できる店舗などは、裏面をご覧ください。





引換申請券などの送付

交付の対象になると見込まれる人には、三月中旬に次の書類を送付します。

その書類に記載されている日時・会場で交付の手続きを行ってください。

●**地域振興券引換申請券**
十五歳以下の子どもを持つ世帯主（別表1の交付対象1の要件に該当する人）

●**地域振興券交付申請書**
老齢福祉年金を受給している人など（別表1の交付対象2～4の要件に該当する人）
※交付開始日（三月二十七日）までに地域振興券引換申請券または交付申請書が届かない場合は、市役所本庁の地域振興券総合窓口にお問い合わせください。



転出される交付対象者の方へ

●地域振興券の交付対象者で、交付開始日（平成11年3月27日（土））までに市外に転出する人は、転出先の市町村で地域振興券の交付を受けてください。

●転出手続きをするときに、本庁または各支所の市民課（係）の窓口で「地域振興券未受領証明書」を発行します。転出先の市町村で未受領証明書と資格要件を証明する書類などを申請窓口に提出し、地域振興券の交付を受けてください。

転出手続きのときに、未受領証明書をお受け取りください。



●要件によっては課税額（非課税）証明書が必要です。資産税課または各支所の税務窓口で申請してください。

●地域振興券引換申請券または交付申請書がお手元に届いた後は、これらの書類と引き換えに未受領証明書を発行しますので、転出届をするときに必ず持参してください。

地域振興券　使用するときの注意点とお願いです

●振興券は1,000円券で20枚綴りとなっています。交付された本人の氏名を書いてから使用してください。



●火災、盗難、紛失、滅失などの場合、再発行はできません。



●地域振興券は、交換、譲渡および売買はできません。



●現金との引き換えはできません。また、釣り銭はお出しできません。



●交付された本人およびその代理人・使者以外は使用できません。



●一度に大量（10万円分以上）に使用する場合、身分証明書の提示をお願いすることがあります。





地域振興券に関するお問い合わせは、地域振興券総合窓口（市役所東別館11階）216-1499までどうぞ。

地域振興券の交付

地域振興券の交付は、次の方法で行います。



■出張交付

皆さんが住んでいる地域に交付会場を設け、交付します。

出張交付の日時・会場などは、次のとおりです。

●日時
平成十一年三月二十七日(土)・二十八日(日)九時～十七時

●会場(別表2参照)
おおむね従来の選挙時の投票区単位で行います。

交付会場は、地域振興券引換申請券および交付申請書に記載してあります。

■出張交付でのお願い
学校や公民館などの交付会場は、原則として土足禁止となります。スリッパなどの上履きをご持参の上、会場にお越しください。

出張交付を受けるときに持参するもの

●交付対象者本人が交付を受ける場合
①地域振興券引換申請券または交付申請書
②本人であることを確認できる書類(運転免許証、健康保険証、年金証書、敬老パスなど)
③印鑑(認め印で可)

●代理人が交付を受ける場合
①地域振興券引換申請券または交付申請書
②委任状(地域振興券引換申請券および交付申請書に記載欄があります。)
③代理人自身の本人であることを確認できる書類(運転免許証、健康保険証、年金証書、敬老パスなど)
④代理人自身の印鑑(認め印で可)

※書類などがそろっていない場合は、原則として地域振興券の交付はできませんので、ご注意ください。

■窓口交付

出張交付会場で受け取らなかった人は、窓口交付をご利用ください。

●窓口交付期間
平成十一年三月二十九日(月)～九月二十四日(金)
※土・日曜日、祝日は除く

●時間
八時三十分～十七時

●場所
あなたの住所の地域を管轄する本庁(地域振興券総合窓口)または支所の窓口

●窓口交付を受けるときに持参するもの
地域振興券引換申請券または交付申請書、本人であることを確認できる書類、印鑑など、出張交付を受けるときと同じものが必要です。

詳しくは、出張交付の欄をご覧ください。

身近で便利な出張交付をご利用ください。



別表2　地域振興券交付会場

番号	交付会場	番号	交付会場	番号	交付会場	番号	交付会場
1	名山小学校	30	紫原中学校	59	皆与志小学校	88	桜丘東小学校
2	山下小学校	31	中郡小学校	60	花野小学校	89	東谷山小学校
3	中央高等学校	32	鴨池小学校	61	緑丘中学校	90	柳ケ谷公民館
4	甲東中学校	33	鴨池中学校	62	下花棚公民館	91	西谷山小学校
5	城南小学校	34	南小学校	63	川上小学校	92	谷山中学校
6	松原小学校	35	宇宿小学校	64	下田町公民館	93	谷山農協玉利出張所
7	大谷幼稚園	36	向陽小学校	65	坂元幼稚園	94	清和小学校
8	長田中学校	37	広木公民館	66	辻ケ丘幼稚園	95	笹貫公民館
9	草牟田小学校	38	広木小学校	67	川添公民館	96	ラ・サール学園
10	大龍小学校	39	田上小学校	68	大明丘小学校A	97	谷山小学校
11	清水小学校	40	西陵小学校	69	大明丘小学校B	98	谷山市民会館
12	玉龍高等学校	41	かごしま農協西上支店	70	吉野小学校	99	和田小学校
13	城西公民館	42	あけぼの幼稚園	71	中ノ町公民館	100	錦江台小学校
14	鹿児島短期大学	43	玉江小学校	72	西菖蒲谷公民館	101	和田中学校
15	原良小学校	44	市営日当平住宅集会室	73	上之原振興会館	102	坂之上福祉館
16	明和小学校	45	坂元小学校	74	三船公民館	103	福平小学校
17	武岡小学校	46	坂元台小学校	75	野尻町公民館	104	平川小学校
18	城西中学校	47	仮屋公民館	76	持木町公民館	105	錫山小学校
19	西田小学校	48	伊敷小学校	77	市湯之退避舎	106	火の河原分校あと
20	武小学校	49	そうしん研修センター	78	改新小学校	107	吉野中学校
21	中洲小学校	50	最福学園むらさき幼稚園	79	市有村退避舎	108	武岡台小学校
22	荒田小学校	51	岡之原公民館	80	黒神小学校	109	武岡中学校
23	甲南中学校	52	河頭中学校	81	高免小学校	110	西陵中学校
24	天保山中学校	53	犬迫小学校	82	茂頭公民館	111	ひまわり幼稚園
25	八幡小学校	54	JAグリーン鹿児島横井事業所	83	宮川小学校	112	伊敷台小学校
26	中央保健所	55	川路山公民館	84	大川内公民館	113	皇徳寺小学校
27	唐湊公民館	56	小山田小学校	85	星峯西小学校	114	桜ケ丘七丁目公民館
28	紫原小学校	57	小山田町栗之迫公民館	86	中山小学校	115	エバグリーン宇宿台公民館
29	西紫原小学校	58	西本願寺小山田出張所	87	桜丘西小学校	116	谷山保健センター

地域振興券で扱えないもの

次に該当するものには、地域振興券は使用できません。

▼消費に当たらないもの
▼六カ月以内の消費拡大につながらない可能性の高いもの
▼換金性があり広域に流通しうるもの

使用できないものの例は、次のとおりです。



地域振興券で取り扱うことのできない品目など

- ●プリペイドカード(テレホンカード、オレンジカード、ハイウェイカードなど)
- ●切手、官製はがき
- ●商品券、ビール券
- ●宝くじ
- ●有価証券　など



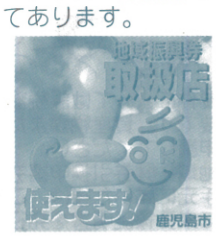


▲ポスター

地域振興券を使用できる店舗など

地域振興券は、本市に特定事業者として登録されている店舗などで使用できます。

登録されている特定事業者の店頭には、次のポスター・ステッカーが掲示してあります。



▲ステッカー

事業者の皆さん　地域振興券を取り扱うには、本市への登録が必要です。

今回交付する地域振興券の取り扱いを希望する事業者は、あらかじめ本市に「地域振興券特定事業者」として登録していただく必要があります。特定事業者の登録資格、登録申請の方法などは、次のとおりです。

●特定事業者の登録資格
▶市内に店舗などがある小売業、飲食店、サービス業(クリーニング、理容・美容、旅館、医療など)、運輸・通信業などを営む事業者
▶卸売業、製造業、建設業などで、直接市民に対して物品などの販売や貸し付け、サービスの提供を行っている事業者

●登録の申請手続き
市役所本庁・各支所、鹿児島商工会議所、谷山商工会に置いてある「鹿児島市地域振興券特定事業者登録申請書」に所定の事項を書いて、申請してください。
※次の場合には、一括して申請することもできます。
▶鹿児島商工会議所、谷山商工会、鹿児島市商店街連盟および市内の事業協同組合などの団体が、一括して申請を行うとき
▶複数の店舗などを有する事業者が、本店などで一括して申請するとき



●受け付け
3月9日(火)までは、市役所本庁、谷山・伊敷・東桜島・吉野の各支所で受け付けています。(土・日曜日も受け付けます。)受付時間は、8時30分～17時です。
※都合により3月9日(火)までに申請できなかった事業者の申請は、3月10日(水)以降、市役所本庁で受け付けます。(土・日曜日、祝日は除きます。)